自家用自動車・原動機付自転車通学規定

（目的）

第１条　この規程は学生の自家用自動車・原動機付自転車通学(以下自動車通学)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　自動車通学とは、通常自家用自動車・原動機付自転車を自ら運転し、本校駐車場・駐輪場(以下駐車場)を利用して通学することをいう。

（許可基準）

第３条　自動車通学の許可基準は次のとおりとする。

１）道路交通法で定める免許を有している者。

２）以下の条件を満たし、任意保険に加入している者。

ア．対人保険　無制限

イ．対物保険　３００万円以上

ウ．人身傷害保険　３，０００万円以上

３）自動車通学でなければ不便をきたす者。

４）その他特別な理由がある者。

２　駐車場収容台数を超過する場合には、自動車通学を認めないことがある。

（許可願）

第４条　自動車通学許可願は、別に定める様式により事務部に提出し、学校長の許可を得なければならない。

２　許可願の受付は、年１回とする。

３　許可の有効期限は許可を与えた年度の年度末とする。

４　許可の記載事項に変更があった場合は、速やかに届けなければならない。

（駐車場使用料）

第５条　自動車通学許可を受けた者は駐車場使用料を支払う。

２　駐車場使用料は１ヶ月 2,000 円と定める。

３　前項の使用料は発生月から年度末までの分を一括で納めるものとする。

４　自動二輪車・原動機付自転車を利用して通学する者はこの限りではない。

（駐車場・駐車許可証）

第６条　許可を受けた者には駐車場使用料納入後、駐車許可証を交付する。

２　自動車通学者は指定された駐車場に駐車しなければならない。

３　学校行事その他本校の都合で駐車場を変更することがある。その場合は本校の指示に従わなければならない。

４　駐車許可証の期限が過ぎた場合は、駐車許可証を返却しなければならない。

５　駐車許可証は識別できる位置に置くこと。

（事故の補償等）

第７条　駐車場においての盗難、破損および学内外の事故等による損害については、本校ではその補償等一切の責を負わない。

２　本校の施設等に損害を与えた場合は賠償するものとする。

（安全運転の義務）

第８条　自動車通学者は道路交通法を遵守し、常に安全運転をしなければならない。

（違反駐車）

第９条　無許可駐車その他本規定に違反した者については注意を行う。ただし２回以上の注意に従わない者には、懲戒処分を科すことがある。

２　懲戒の種類は、学則第２９条に定める戒告とする。

（所管）

第 10 条　この規程の取り扱いおよび指導は、事務部において行うものとする。

附則

この規程は平成２８年４月１日から施行する。

この規程は令和７年４月１日から施行する。